

平成 27 年 11 月 19 日

各 位

会 社 名 BEENOS 株式会社  
代表者名 代表取締役社長 兼 グループ CEO 直井 聖太  
(コード番号 3328 東証マザーズ)  
問合せ先 代表取締役副社長 兼 グループ CFO 中村 浩二  
電 話 03-5739-3350

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 12 月 10 日開催予定の第 16 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- ① 当社は、平成27年10月29日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、平成27年12月10日開催予定の第16期定時株主総会において承認されることを条件として、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。）により新たに創設された監査等委員会設置会社に移行することにより取締役会の監査・監督機能を一層強化し、コーポレートガバナンスを更に充実することで、より透明性の高い経営の実現と企業価値の向上を図るものです。

これに伴い、当該移行に必要な監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除、その他所要の変更を行うものであります。

- ② 監査等委員会設置会社においては、定款に規定することで、取締役会が重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することが可能になるため、その旨の規定を追加するものであります。
- ③ 改正会社法施行により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役に付きましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、所要の変更を行うものであります。なお、この変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- ④ 機動的な資本政策および配当政策を図ることを目的として、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項を取締役会の決議において可能にするための規定の新設その他所要の変更を行うものであります。
- ⑤ その他、条文の新設や削減に伴い必要となる条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年12月10日（木）  
定款変更の効力発生日 平成27年12月10日（木）

以 上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第5条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は <u>10</u>名以内とする。 (新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第5条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は <u>14</u>名以内とする。 <u>②前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 <u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>

<p>(新 設)</p> <p>② 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 22 条 (条文省略)</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 25 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会</p>	<p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>③ 増員、または任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の任期は、他の在任取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の任期の満了する時までとする。</p> <p>④ 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 24 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第 5 項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会</p>
--	---

の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(代表取締役及び役付取締役)

第 26 条 取締役会の決議により、代表取締役を選定する。

② (条文省略)

③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第 28 条 (条文省略)

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 (条文省略)

② 当社は、社外取締役との間で、会社法第 427 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

の決議があったものとみなす。

(代表取締役及び役付取締役)

第 27 条 取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

② (現行どおり)

③ 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第 29 条 (現行どおり)

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 (現行どおり)

② 当社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間で、会社法第 427 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

(削除)

<p><u>(監査役及び監査役会の設置)</u></p> <p>第 31 条 当社は、監査役及び監査役会を置く。</p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>(監査役の員数)</u></p> <p>第 32 条 当社の監査役は、4 名以内とする。</p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第 33 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第 35 条 監査役は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第 36 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p> <p>第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第 38 条 監査役会における議事の経過の要領及び</p>	<p><u>(削 除)</u></p>

<p><u>その結果並びにその他法令に定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	
<p><u>(監査役会規程)</u> 第 39 条 <u>監査役会に関する事項については、法令又は定款の他、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u> 第 40 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第 41 条 <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 426 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> ② <u>当社は、社外監査役との間で、会社法第 427 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の設置)</u> 第 32 条 <u>当社は、監査等委員会を置く。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> 第 33 条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第 34 条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委</u></p>

<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 <u>42</u> 条～第 <u>44</u> 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 <u>45</u> 条 (条文省略)</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第 <u>46</u> 条 当社は、<u>株主総会の決議によって毎年 9 月 30 日の最終株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当 (以下「期末配当金」という。)を支払う。</u></p> <p>(中間配当金)</p> <p>第 <u>47</u> 条 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当 (以下「中間配当金」という。)をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 <u>48</u> 条 <u>期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から、満 3 年経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>② <u>未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第 <u>35</u> 条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令又は定款の他、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 <u>36</u> 条～第 <u>38</u> 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 <u>39</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 <u>40</u> 条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 <u>41</u> 条 当社の<u>期末配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p> <p>② <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 <u>42</u> 条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から、満 3 年経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>② <u>未払の期末配当及び中間配当には利息をつけない。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p>
---	--

	<p><u>(取締役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 当社は、第16期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、各監査等委員の同意を得て、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第2条 当社は、第16期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>
--	--